

福祉のまちづくりをめぐる様々な動向や課題

第1章 福祉のまちづくりをめぐる動向

〈バリアフリーからユニバーサルデザインへ〉(P.2～6)

- 第5期推進協議会において、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを進めるための基本的考え方を示した。

〈障害者自立支援法の施行〉(P.7)

- 障害者が地域で生活するための環境整備がより一層求められる。

〈国によるバリアフリー施策の進展〉(P.7)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)が施行された。

〈障害者の権利に関する条約〉(P.7～8)

- 批准に向けた国内法の整備への対応が求められる。

〈ICFの考え方〉(P.8)

- 高齢者や障害者への理解促進を図るため、ICFの考え方が福祉のまちづくりを進める上で重要となってきた。

第2章 福祉のまちづくりの課題

〈福祉のまちづくりの対象〉(P.13～14)

- 福祉のまちづくりは高齢者や障害者のための取組と認識されている。

〈建築物等のバリアフリー化〉(P.15～21)

- 住宅内部のバリアフリー化が進んでいない。
- 新しく建てられる建築物に比べ、小規模建築物、既存建築物のバリアフリー化が十分に進んでいない。
- 自宅から駅など移動制約者の地域に密着した移動支援が求められている。
- 高齢者や障害者、外国人にとって必要な情報を入手できる案内表示の整備や情報機器の開発など、情報提供の充実が求められている。
- 施設整備が原因で起きるけがなどの防止、災害時における各段階の支援体制や環境整備が求められている。

〈基盤づくり〉(P.21)

- 事業者のバリアフリー化への理解、だれでもトイレや障害者用駐車スペースの利用など、都民の意識向上が求められている。

〈バリアフリー化を進める他施策との関係〉(P.22)

- 建築物のバリアフリー化における、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の関係整理が求められている。

今後の福祉のまちづくりの施策や基盤づくり

第3章 ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進

〈生活者の視点に立ったバリアフリー化の推進〉(P.23～26)

- 地域に密着した小規模建築物や既存建築物、店舗等内部など建築物のバリアフリー化を進めていくとともに、建物から建物、駅周辺などの面的な整備を促進。

〈すべての人の生活への支援〉(P.26～29)

- 住宅内部のバリアフリー化の促進や子育て支援環境、高齢者及び障害者等の就労支援を促進するための就労環境の整備。

〈安全、安心に暮らせる地域社会の体制整備〉(P.29～32)

- 日常における事故やけがなどの防止策及び災害等に備えた避難所等の環境整備などを推進。

〈すべての人が東京の魅力を楽しめるまちづくりの推進〉(P.32～34)

- ユビキタス技術をはじめとした情報通信技術の活用や案内表示の充実。
- 区市町村が実施する地域の中の移動支援システムの構築への支援。
- すべての人が楽しめる文化施設等の整備の促進。

第4章 福祉のまちづくりを進めるための基盤づくり

〈福祉のまちづくりを効果的に進める仕組みの確立〉(P.35～37)

- 利用者の声を反映し、評価を行い継続的改善を図る仕組み(スパイラルアップ)の導入。
- 事業者が自主的にバリアフリー化を行うことを推進するため、奨励策(適合証、表彰制度)の強化やアドバイザーの派遣。

〈高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解促進〉(P.37～38)

- 高齢者や障害者、外国人等との相互理解を図るため、区市町村が行う体験学習やシンポジウムへの支援。

〈東京都、区市町村、事業者、都民の責務と役割〉(P.39～41)

- 東京都は広域的な観点から福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための推進計画を策定するとともに、区市町村、事業者、都民及び地域社会と相互に連携、協働し取り組んでいく。

東京都福祉のまちづくり条例改正の方向性

第5章—1～2

東京都福祉のまちづくり条例の基本的考え方と今後の役割

〈基本的考え方〉(P.42～43)

～すべての人が、安全、安心、快適に暮らし訪れることができるまちづくりを推進～

- ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、これまでの福祉のまちづくりの取組を一層進めていくとともに、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、妊娠中の人やけがをしている人などに対象を拡大することや、日常の事故や災害などの安全対策や観光、文化面など視野を広げ、まちづくりを推進。

〈福祉のまちづくりの今後の役割〉(P.43～44)

1 小規模建築物、既存建築物等のバリアフリー化の推進

- バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例が整備対象としていない小規模建築物、既存建築物ならびに店舗等施設内部のバリアフリー化を推進。

2 地域における住民参加等による福祉のまちづくりの推進

- 事業者や都民へのバリアフリーへの理解促進を図るとともに、地域住民や地域組織等の自主的な活動を推進。

3 福祉のまちづくりの総合的、計画的な推進

- 福祉のまちづくりに関わる各分野が相互に連携した推進計画を策定。

第5章—3 条例改正に向けた今後の検討課題

(P.45)

- 1 ユニバーサルデザインの考え方を反映した条例の名称や定義の再検討
- 2 小規模建築物、既存建築物等の施設整備の実効性を確保するための方策の検討
- 3 利用者の声を反映させ、評価を行い、継続的改善を図るスパイラルアップの仕組みや計画の推進に必要な評価対象、評価方法等